## 所管部(局)·課 生活衛生課

		//	
法令名	と畜場法	法令番号	昭和 28 年法律第 114 号
手続名	とさつ等の禁止、と畜場の消毒等(1/3)	根拠条項	第 16 条

都道府県知事は、第十四条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり、若しくは異常があり食用に供することができないと認めたとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のとさつ若しくは解体により病毒を伝染させるおそれがあると認めたときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

- 1 当該獣畜のとさつ又は解体を禁止すること。
- 2 当該獣畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。
- 3 当該獣畜の肉、内臓等の所有者若しくは管理者に対し、食用に供することができないと認められる肉、内臓その他の獣畜の部分について廃棄その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。

#### ○施行規則第16条

法第16条の規定に基づく措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる措置によるものとする。

- 1 法第 14 条第1項の規定による検査を行なつた場合において獣畜が別表第4に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めたときとさつの禁止
- 2 法第 14 条第 2 項の規定による検査を行なつた場合において獣畜が別表第 4 に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めたとき解体の禁止
- 3 法第14条第3項の規定による検査を行なつた場合において獣畜が別表第5の上欄に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めたとき 別表第5の下欄に掲げる部分について廃棄その他食用に供されることを防止するために必要な措置
- 4 獣畜が法第14条第6項各号に掲げる疾病のうち伝染性の疾病にかかり、又は異常があり、病毒を伝染させるおそれがあると認めたとき 当該獣畜の隔離、当該獣畜の肉、内臓その他の部分の消毒、病毒に汚染され又は汚染されたおそれのある処理室その他の場所又は物件の消毒その他病毒の伝染を防止するために必要な措置

対応   1 - 聴聞の実施   処理   食肉衛生検査所   交付   食肉衛生検査所   食肉衛生検査所   として   食肉衛生検査所   として   と	L							
区分   2		対応 区分	1 帰頃の美施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	食肉衛生検査所	食肉衛生検査所	目次	

# 処

# 基

# 所管部(局)·課 生活衛生課

法令名	と畜場法	法令番号	昭和 28 年法律第 114 号
手続名	とさつ等の禁止、と畜場の消毒等(2/3)	根拠条項	法第 16 条、施行規則第 16 条

## 別表第3 (第14条、第16条関係)

Q熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄、水腫、腫瘍、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応(生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。)及び潤滑油又は炎性産物等による汚染

## 別表第4 (第16条関係)

牛疫、牛姉役、口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、ピロプラズマ症、アナプラズマ症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、ブルータング、アカバネ病、悪性カタル熱、チュウザン病、ランピースキン病、牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛伝染性鼻気管炎、牛伝染性リンパ腫、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛丘疹性口内炎、牛流行熱、類鼻疽、破傷風、気腫疽、レプトスピラ症、サルモネラ症、牛カンピロバクター症、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ネオスポラ症、牛バエ幼虫症、ニパウイルス感染症、馬インフルエンザ、馬ウイルス性動脈炎、馬鼻肺炎、ヘンドラウイルス感染症、馬痘、野兎病、馬伝染性子宮炎、馬パラチフス、仮性皮疽、小反芻獣疫、伝染性膿疱性皮膚炎、ナイロビ羊病、羊痘、マエディ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、トキノブラズマ症、疥癬、山羊痘、山羊関節炎・脳炎、山羊伝染性胸膜肺炎、オーエスキー病、伝染性胃腸炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚水疱疹、豚流行性下痢、萎縮性鼻炎、豚丹毒、豚赤痢、Q熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸(高度のものに限る。)、水腫(高度のものに限る。)、腫瘍(肉、臓器、骨又はリンパ節に多数発生しているものに限る。)、旋毛虫病、有鉤嚢虫症、無鉤嚢虫症(全身にまん延しているものに限る。)、中毒諸症(人体に有害のおそれがあるものに限る。)、熱性諸症(著しい高熱を呈しているものに限る。)、注射反応(生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。)及び滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものに限る。)

対応	1 聴聞の実施	処理	<b>全</b> 内	交付	<b>A内</b> 生	目次	
区分	2 弁明の機会の付与	機関	食肉衛生検査所	機関	食肉衛生検査所	No.	

# 所管部(局)・課 生活衛生課

	<b>T</b>				<u>12</u>	目前 (周)   株 生佰	用上M	
法令	名 と畜場法				法令番号	昭和 28 年法律第 114	4 号	
手続	名 とさつ等の禁止、	と畜場の	)消毒等 (3/3)		根拠条項	法第 16 条、施行規則	川第 16 纟	<u></u>
如分基準 如分基準	別表第5 別表第四に掲げる疾病 責直(病変が肉又は臓器の一部 水腫(病変が肉又は臓器の一部 水腫(病変が肉、臓器、骨又は 電瘍(病変が肉、臓器、骨又は こ限る。) 寄生虫病(旋毛虫病、有鉤嚢! いるものに限る。)を除く。) 放線菌病 ブドウ菌腫 外傷 炎症 変性 萎縮 等形 酸器の異常な形、大きさ、硬 されているものに限る。)	病又は 部に局限 部に力パロ 虫症及び	異常	の て 当当当性当当著当		部 分 一職その他の部分の全部 が血液 が血液 かかから かから かから かから かから かがら かがら かがら かがら かが	で虫症に	あっては血液
対応	1 聴聞の実施	処理	食肉衛生検査所	交付	食肉衛生検査	所	目次	
区分	2 弁明の機会の付与	機関	又下3円上1次 <i>旦/</i> //	機関	X   Y   円 工   次 且	11/1	No.	